

九州国際大学附属高校サッカー部後援会会則

(目 的)

第1条

九州国際大学附属高校サッカー部（以下、部と称する）の運営の方針を補佐し、部の発展のために会員相互の親睦を図るものとする。

(構 成)

第2条

1. 本会の会員は父母をもって構成する。
2. 本会の会員は会費の納入をもって会員とする。
3. 本会の趣旨に賛同する者の入会は認める。但し、会費の納入は問わない。

(役 員)

第3条

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1)会 長 : 1名
 - (2)副 会 長 : (広報を含む)5名を超えない範囲において、各学年各1名程度
 - (3)会 計 : 1名
 - (4)会計監査 : 1名
2. 役員は会員より総会で選出し、任期は1年とする。但し、再任は妨げないものとする。
3. 本会に部の監督、部長を顧問とする。

(役員の仕事)

第4条

1. 会長は会を代表し、会務を総括するものとする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理するものとする。
3. 会計は会計事務を行うものとする。
4. 会計監査は会計事務を監査するものとする。

(会 議)

第5条

会議は次のとおりとする。

(1)定例総会

毎年1回、5月または6月に会長が召集し次の事項を討議するものとする。

①運営報告、②会計報告、③役員選出、④その他

なお、役員の変更については12月とするが、時期の確定は役員に委ねるものとする。

(2)臨時総会

必要に応じて会長が召集するものとする。

(3)その他

親睦会は年に2回程度とする。

初回は、5月または6月頃の新入会員の歓迎を目的とし、2回目は、12月頃の3年生の歓送会を目的とする。

(定数及び表決)

第6条

会議は会員の過半数以上の出席（委任状出席を含む）をもって成立し、表決は出席者の3分の1以上の同意が必要とする。

(会費)

第7条

1. 会費は部員1名につき、年間60,000円とする。
2. 但し、3年生は、公式戦終了月までとする。（引退者は引退月まで）
3. 会費の納入は、年4回（4月・7月・10月・1月）の分割とする。
4. 会費の納入については、銀行振り込みとし納入日は会計より通知する。
5. 後援会所有のバスの維持・管理費の補助金として、部員1名につき、毎年4月に20,000円、3年間で計60,000円を納入するものとする。
但し、兄弟部員が複数所属する会員については、年間20,000円とし重複しない。

(会計)

第8条

1. 支出は会長決裁で行うが、会計に必ず用途連絡を行うものとする。
2. 会計年度は、4月1日より3月31日までとする。
3. 会計報告は定例総会で行うものとする。但し、会員の過半数の請求があればその都度行うものとする。

(会費の使途)

第9条

1. 会費は部活動（合宿、遠征、試合等）の運営費充当を原則とする。
2. 会費は部活動において親の負担を軽減する為に部員の交通費及び食事代等に使用するものとする。
3. 但し、例外として
 - ①会員の慶弔：疾病・災害・不慮の事故にて死亡した場合
対象：会員・部員のみ一律30,000円
備考：上記規定以外にて必要と認められた場合は、後援会役員で協議する。
 - ②会員の送別会
 - ③部員の卒業記念
 - ④部員の試合会場への送迎に対して会員への交通費補助
(会長が決定し後日、会計に連絡)

《附則》

(事務局)

- ・事務局は九州国際大学附属高校内に置く。

(資金調達の協力)

- ・会費運営の資金調達の一環として、各会員の協力を願い夏季の「そうめん」、冬季の「うどん」販売を行い、その収益金を会に納入するものとする。(特別会計)

(施行)

この会則は、2009年4月1日より施行する。

(改定)

- 1 この会則の一部（第3条1項（2）、第7条1項）を改定し、2014年2月22日から実施する。
- 2 この会則の一部（第7条5項）を改定し、2016年5月14日から実施する。
- 3 この会則の一部（第10条）は不要であり、2018年3月31日をもって削除する。
- 4 この会則の一部（第9条3項①）を追記し、2021年4月24日から実施する。